

1. 計画概要

目的	地震による建築物の倒壊等の被害から市民の命と財産を守る
期間	令和8年度～令和12年度までの5年間（第四期計画）
新計画のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ① 新たに耐震化率の目標を設定 ② 住宅の耐震化に向けた普及啓発・補助制度の強化 ③ ブロック塀等の安全対策を促進

2. 耐震化率の実績と目標設定

現状と県目標を踏まえ、各建物種別の令和12年度の目標を以下に設定

建物種別	第三期計画			第四期計画	群馬県 目標値 (R12) <small>※目標値は変更の 可能性あり</small>
	策定時 (R2. 1. 1)	実績値 (R7. 1. 1)	目標値 (R8. 3. E)	目標値 (R12. 3. E)	
住宅	80.2%	86.5% (未達)	95%	95%	95%
多数の者が利用する 建築物（市有建築物・民間建築物）	93.9%	94.4% (未達)	95%	概ね 解消	— <small>（耐震性が不十分 なものを解消する ために引き続き耐 震化を促進する）</small>
要緊急安全確認大規模建築物（耐震診断義務付け建築物）	残り 2棟	残り 1棟 (未達)	概ね 解消	耐震性が不 十分なもの を解消する	95%

3. 耐震化の課題（耐震化を阻害する要因） ※県アンケート・ヒアリング等より

住宅 <small>（主に木造戸建て）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅所有者の3割弱が、まだ耐震性が不足する可能性を知らない ・耐震性不足と診断されても「なにもするつもりはない」が高齢者が多い ・S56以前の木造住宅は無料の耐震診断を受けられることを、約66%が知らない
多数の者が利用する建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化費用が高額なことや工事中の営業の制約により耐震化が困難
ブロック塀等	<ul style="list-style-type: none"> ・危険ブロック塀等の実態が把握が難しい ・ブロック塀撤去した人の約68%が、撤去の動機に市町村補助制度が影響

4. 主な耐震化促進施策

住宅（主に木造戸建て）

★太田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、下記の財政的支援及び普及啓発等の取り組みを位置づけ、住宅の耐震化を強力に推進する

【財政的支援】

○耐震改修補助の強化

- ・所有者の自己負担を減らす補助拡充を実施し、補助を利用しての耐震化促進（改修補助メニュー：全部改修、耐震シェルター）

↳補助額：100万円（工事費用の5分の4以内）

【普及啓発等】

- ①ダイレクトメール等による住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・耐震化の必要性に関するリーフレット等の各戸配布
- ②耐震診断実施者に対する耐震改修訪問相談事業の実施
 - ・診断結果報告時に、耐震改修に関する相談を実施→診断と改修をつなぐ事業
- ③耐震改修事業者の技術力向上と事業者情報の提供
 - ・群馬県と連携して耐震改修技術講習会を開催を実施
 - ・上記講習会受講者をリスト化・公表し、事業者の情報を所有者へ提供
- ④一般市民に対する周知普及の実施
 - ・窓口、市HP・広報、市公式LINEを通じて関連事業や地震防災マップを周知

多数の者が利用する建築物等

- (1) 普及啓発（→施設所有者）
 - ・群馬県と連携し、個別訪問やDMを行い、所有者の意向等に合わせて情報提供
- (2) 市有建築物の耐震化状況
（市有建築物（特定建築物）については、耐震化率を100%を達成済）

ブロック塀等

- (1) 普及啓発・実態把握等
 - ・通学路安全推進会議等と連携した危険ブロック塀等の実態把握
 - ・所有者にリーフレットを配布し、安全基準等を普及啓発・点検実施の促進
- (2) 安全対策の支援
 - ・危険なブロック塀等の撤去費補助を実施し、安全対策の促進